

議案第46号

福岡市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、被害者救済の観点から、自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険等への加入を促進する必要があるによる。

福岡市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例

福岡市自転車の安全利用に関する条例（平成24年福岡市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済をいう。

第4条第1項第3号中「及び自転車事故の保険等」を「並びに自転車損害賠償保険等その他の自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償し、及び傷害を補償するための保険又は共済」に改める。

第6条第4項中「努めるとともに、自転車事故の保険等に加入するよう」を削り、同条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 自転車利用者（当該自転車利用者が児童等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）である場合を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

6 前項に規定するもののほか、自転車利用者は、その利用に係る事故により生じた他人の財産の損害を賠償し、及び傷害を補償するための保険又は共済に加入するよう努めなけれ

ばならない。

第7条第4項中「努めるとともに、子に係る自転車事故の保険等に参加するよう」を削り、同条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 保護者は、その監護する児童等が自転車の利用をするときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

6 前項に規定するもののほか、保護者は、その監護する児童等の自転車の利用に係る事故により生じた他人の財産の損害を賠償し、及び傷害を補償するための保険又は共済に参加するよう努めなければならない。

第10条第1項中「自転車事故の保険等」を「第4条第1項第3号の保険又は共済」に改め、同条第4項中「とともに、当該自転車に係る自転車事故の保険等に参加する」を削り、同条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 自転車貸出業者は、その貸出しの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車貸出業者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

6 前項に規定するもののほか、自転車貸出業者は、その貸出しの用に供する自転車の利用に係る事故により生じた他人の財産の損害を賠償し、及び傷害を補償するための保険又は共済に参加するよう努めなければならない。

第17条中「自転車事故の保険等」を「第4条第1項第3号の保険又は共済」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。